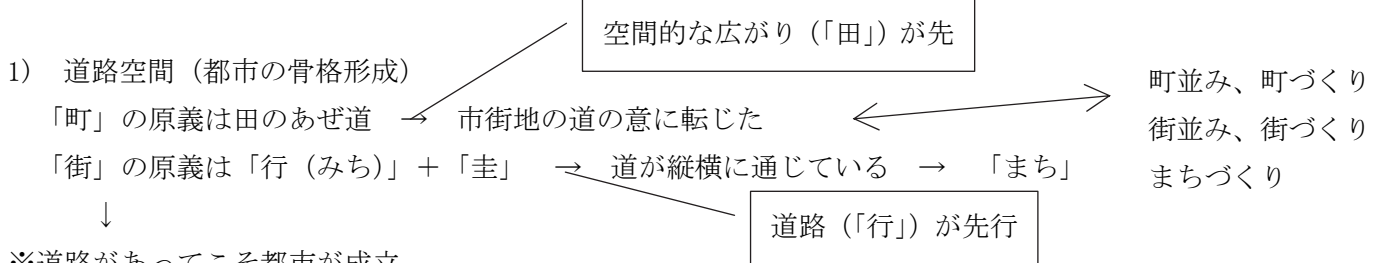


#### IV アーバンデザインを実施するポイントとその手法

実施する部分 (エリア、装置) <= 機能・必要性にもとづく  
= 都市の形態に関するボキャブラリー

##### 1. アーバンデザインのポイントとなる都市の部分 (キーワード、デザイン手法は多様)

= 規制・誘導・つくり込みの仕方が個別の事業・制度による/よらないなどの多様な可能性



※道路があつてこそ都市が成立

- 道路の機能
  - 交通 (通過) 機能 → 幹線道路とスムーズな通過
  - アクセス機能
  - 空間利用機能
  - 供給処理機能
  - 防災機能
 } 道路の性質により重要となるものが異なる

- 道路の格 (機能、感覚的には)
  - 大通り (シンボルロード)、(繁華街)、表通り、裏通り (筋、小路)、横丁・路地、  
露地・路地  
特殊な街路 (水辺の道など)
  - ↳ 格式高い、秩序だったデザインが必要

- 道路の持ち主 (管理主体)
  - 国/都道府県/市 (区) 町村/私

↓  
最も重要な公共施設 (オープンスペース) → 利用制限 (使用許可/占用許可)

- 建築基準法上の道路 (2項道路とは/道路幅員によって容積率が制限) ----- Cf.

- 道路構造令による (幅員、車線) 道路による形態制限

特殊な  
道路  
街路  
主要幹線道路 (6~4車線)、幹線道路 (4~2車線)、補助幹線道路、生活道路  
→主として「土木工事」

##### 2) 歩行者空間

人が歩行を介して立ち入り活動する公共的な空間 → 歩行者道的空間/広場的空間  
物的工夫-アーケード、路面の舗装の工夫 <天蓋>  
見え方-シークエンス (連続性) /シーン (場面) アーケード、ガレリア、パサージュ  
スカイウェイ、ニコレットモール (米国ミネアポリス)  
旭川買物公園 (1969年 歩行者天国の実験)

- Cf. ショッピングモール
- フルモール/トランジットモール
- オープンモール/セミクローズドモール/エンクローズドモール

	分離形態	分離方式	実施例		
歩車分離 ↑	時間分離	定時(交通規制)	歩行者用道路(道路交通法スクールゾーンなど)		
		定日(交通規制)	歩行者天国		
	空間分離	立体分離	高架	人工地盤, ペDESTリアンデッキ, スカイウェイ	
			地下	地下道, 地下商店街	
		平面分離	車道と独立	フルモール《歩行者専用道路》	原則として歩行者のための舗装を全面的に行う
				セミモール《歩行者専用路+車道》	車道幅員を制限したり, 交通管理により車の通行を抑制する
			車道と併設	トランジットモール《歩行者専用路+公共交通(バス, 路面電車, など)》	
				ARZ(米国, 自動車抑制ゾーン)《歩行者専用路+公共交通》	
				欧州各国における交通抑制策《歩車分離道路における各種の走行速度抑制策と通過抑制策》	
				日本のコミュニティ道路	
非分離	車道相当部分を歩行者と車が共用する(欧州)	歩車共存道路			
	住宅団地内の私道, 公団管理の道路で歩車道境界のまったくない道路(日本)				
歩車共存 ↓					

3) 広場 ← 立地場所/周辺環境/形態・形状/道路との関係/機能/ファニチュア (照明、ベンチ、時計、彫刻、噴水…) /建物デザイン/シンボル性/地形

アトリウム (建物内の吹き抜けの大空間)

広場を設けることで建物にインセンティブ (容積のボーナスなど) が与えられることもある

- 「公開空地」: 総合設計制度 (建築基準法第 59 条の 2) において公開空地を確保し、市街地環境の改善を行うと容積率が緩和される
- 「有効空地」: 特定街区 (都市計画法第 8 条、第 9 条、建築基準法第 60 条) において、市街地内の街区の整備・造成が行われている地区で容積率、建物高さ、壁面線の位置を定める。有効空地を取ることが必要

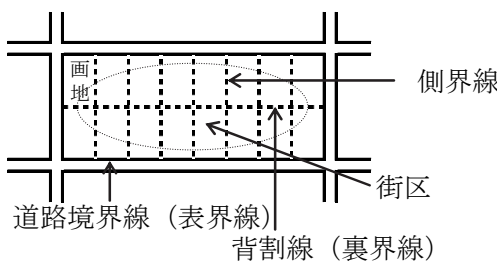
駅前広場 (交通計画) 駐車場

ポケットパーク ← ベスト・ポケット・パーク

4) 街区と敷地

街区: 敷地の集まりによって構成される。一般的に道路によって区域が限定される敷地群

敷地: 建物や施設を設けるための区域・土地、必ず道路に面する (接道義務)



- 敷地割 背割下水による長屋型
- 町屋型
- 中庭型

5) 緑と公園 (公園緑地)

植生と植栽

公園施設は条例で規定

都市公園 (街区公園/近隣公園/地区公園/総合公園/運動公園…)

種類	種別	内容	標準規模 (ha)	誘致距離 (m)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	街区に居住する者の利用	0.25	250
		近隣公園	近隣に居住する者の利用	2	500
		地区公園	徒歩圏内に居住する者の利用	4	1,000
		(特定地区公園)	都市計画区域外のカントリーパーク	4	1,000
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、・・・	10~50	
		運動公園	都市住民全般の運動の用	15~75	
大規模公園	広域公園	市町村の区域を越える広域のレクリエーション	50以上		
	レクリエーション公園	各種のレクリエーション施設を配置	全体規模 1,000		

都市公園法第4条第1項

公園内の建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の  $\frac{2}{100}$  を超えられない

6) 水辺

水辺への接近性、アクセス⇒親水公園

港 (港湾+漁港) ≒ 4,000 か所

水辺空間の権利者や管理者は? 水面に建築物を作るには⇒港湾法にもとづく「水面占用許可」

+ 建築物は建築基準法にもとづく「性能評価」

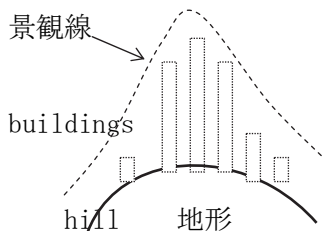
7) 町並み

近景・中景・遠景 → どのような姿に見えるか

建物の高さのコントロール/形態規制

↓ 1963年以前 日本の100尺(31m)の絶対高さ → 軒高の統一

サンフランシスコのアーバン・デザイン・プラン



丘の上は高層化を図るが、中腹や海岸線では高層ビルを建てさせない。自然の地形を生かし海 (サンフランシスコ湾) を見下ろす景観の享受機会を拡充する。公共的建築が目立つよう高層ビルのデザインは節度を持って建設する。(都市のわかりやすさの確保)

8) 商業施設

ものを売る場、購買意欲を高める } 地下街、テーマパーク }  
ショッピングモール、複合商業空間、郊外型 S C、沿道型 (ロードサイドショップ) }  
→ パワーセンター、アウトレットモール  
大規模小売店舗立地法 床面積 1,000 m<sup>2</sup> を越える小売店は届出必要 ⇒ 周辺環境の影響の確認

9) 歴史的環境の保存・保全

1975 年の文化財保護法の改正  
→ 伝統的建造物群保存地区の制度発足  
= 市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める (伝建)  
⇒ 国は市町村からの申出を受けて、価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定 (重伝建)

重伝建をはじめとする歴史的環境

→ 95 市町村・115 地区 (合計面積約 3,883.0ha)  
約 27,200 件の建造物を保護 (平成 29 年 7 月 31 日現在)

→ 参考文献

大河直躬著 「都市の歴史とまちづくり (学芸出版社、1995)」  
「歴史的遺産の保全・活用とまちづくり 改訂版 (学芸出版社、2006)」